

# 玉野市建築確認申請等事前審査要領

玉野市建設部建築住宅課

## (目的)

第1条 本要領は、改正建築基準法(平成19年6月20日施行)(以下「法」という。)第18条の3の規定により定められた「確認審査等に関する指針」(以下「指針」という。)の周知、及び確認審査の円滑な運用のために実施する建築確認申請等事前審査(以下「事前審査」という。)について、必要な事項を定める。

## (適用範囲)

第2条 本要領は、法第6条第1項又は第18条第2項の規定により、確認申請又は計画通知(以下「確認申請等」という。)の審査を、玉野市建築主事に提出する建築物、建築設備、及び工作物に適用する。

## (事前審査の手続き等)

第3条 事前審査を受けようとする者(以下「申請者等」という。)は、別に定める「建築確認申請等事前審査願」に、確認申請等の必要書類を添えて、玉野市建築主事に提出するものとする。ただし、確認申請等を行なおうとする者が、事前審査を必要としない場合はこの限りではない。なお、事前審査は申請者等が提出前に法適合性等のチェックを行っていることを前提としているため、建築基準法施行規則第1条の3等に定められた図書及び明示すべき事項、及び図書相互の整合性のチェックを必ず行うこと。

## (事前審査の内容)

第4条 玉野市建築主事は、意匠、構造、及び建築設備に関する事項について「指針」に基づき審査する。ただし、構造計算適合性判定、及び建築基準法施行令第9条に定められた建築基準関係規定に係る部分は除くものとする。また、不整合等が顕著に見られる場合は未完成の申請等と判断し、その時点で事前審査を終了するものとする。

## (事前審査の審査期間)

第5条 事前審査の審査期間については特に定めない。ただし、法第6条第4項等に規定する審査期間に準じて事前審査を終了するように努める。事前審査を終了した時には、申請書等に指摘事項を添えて、申請者等に返却するものとする。

## (確認申請書等の作成及び提出について)

第6条 事前審査を経て確認申請等を行なおうとする者は、事前審査の結果を総合的に判断し、自らの責任において、法に適合するよう確認申請等を作成し、指摘事項に対する回答書を添えて、玉野市建築主事に確認申請等を提出するものとする。

## 附則

この要領は、平成20年5月13日から施行する。